

生涯学習活動団体について

三春町教育委員会生涯学習課では、三春町生涯学習活動団体を認定し、活動団体を育成・支援しています。生涯学習活動団体とは、下記のような、自主的な運営により技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよりよくしたりするために活動する団体で、町の生涯学習活動の推進にご協力いただける団体のことです。

1) 生涯学習活動団体とは

営利及び特定の政党並びに宗教にかかる活動を目的としない団体であって、次の要件を満たすものです。

- (1) 団体構成員数が5人以上であり、当該構成員の2分の1以上のものが町内に在住、在勤または在学していること。
- (2) 団体の代表者は成人者とし、町内に在住していること。
- (3) 団体の組織および活動のための会則または規約を有していること。
- (4) 会費を主なる財源とし、かつ、団体の運営が確実になされていること。
- (5) 日ごろの活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされていること。

活動例 学習活動（文学、手芸等の学習会等）
文化芸術活動（音楽、絵画、写真等）
スポーツ・レクリエーション活動
ボランティア活動（ボランティアの養成等）

2) 自主的な運営とは

活動の目的、内容、方法、役割分担、予算、会費などを会員同士で話し合って進めていくことです。また、活動は継続的に行われ、地域に開かれていることが必要です。

「地域に開かれている」活動の例

- ・町文化祭へ参加している。
- ・人材ガイドへ登録し、地域住民等へ支援を行っている。 など

3) このような団体は生涯学習活動団体ではありません

塾や民間の各種教室のように、講師（先生）が中心となって月謝をとり活動を進めている団体は、生涯学習活動団体ではありません。また、会員相互の親睦交流のみが目的となっている団体も生涯学習活動団体ではありません。

事 例

- ・講師や指導者が代表者であったり、塾やカルチャースクールのように講師（指導者）が中心となり、月謝（会費）・参加費などを徴収し活動している団体。
- ・企業や学校の部活動・クラブ活動の一環として活動を行っている団体。
- ・非営利的な活動であっても、会費が著しく高額である団体。